

2026年
8月1日
から

高額療養費制度が変わります

自己負担限度額が改定されます。ご自身の所得区分をご確認ください。



厚生労働省より、高額療養費制度の見直しによる自己負担上限額の引き上げが発表されました。
令和8年8月～、令和9年8月～と2段階に分けて引き上げられます。

これは、全国の医療機関すべてが対象となり、病院独自の制度ではありません。



69歳までの方（70歳の誕生日の前日まで）

区分	～令和8年7月（改定前）	令和8年8月～（改定後）	多数該当（※）
ア	252,600円+ （医療費－842,000）×1％	270,300円+ （医療費－901,000）×1％	140,100円 （今までと変更なし）
イ	167,400円+ （医療費－558,000）×1％	179,100円+ （医療費－597,000）×1％	93,000円 （今までと変更なし）
ウ	80,100円+ （医療費－267,000）×1％	85,800円+ （医療費－286,000）×1％	44,400円 （今までと変更なし）
エ （住民税課税）	57,600円	61,500円	44,400円 （今までと変更なし）
オ （住民税非課税）	35,400円	36,900円	24,600円 （今までと変更なし）



※「多数該当」とは、過去12ヶ月以内に同じ世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目以降の自己負担です

70歳以上の方（70歳の誕生日以降）

区分	～令和8年7月（改定前）	令和8年8月～（改定後）	多数該当（※）
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円+ （医療費－842,000）×1％	270,300円+ （医療費－901,000）×1％	140,100円 （今までと変更なし）
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円+ （医療費－558,000）×1％	179,100円+ （医療費－597,000）×1％	93,000円 （今までと変更なし）
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円+ （医療費－267,000）×1％	85,800円+ （医療費－286,000）×1％	44,400円 （今までと変更なし）
一般 （住民税課税）	57,600円	61,500円	44,400円 （今までと変更なし）
低所得者 （住民税非課税）	24,600円	25,700円	24,600円 （今までと変更なし）
低所得者Ⅰ （住民税非課税で 年収80万円以下）	15,000円	15,700円	なし



障がい者手帳所持による重度障がい者医療助成制度や難病医療制度など、
公費負担の方に関しては、今回の改正での自己負担額の引き上げはございません



医療法人 錦秀会
阪和第二住吉病院

ご不明な点がございましたら、
医事課担当者または医療ソーシャルワーカー
までお気軽にお声掛けください

